提出者

緒方林太郎

臨時財政対策債償還に関する質問主意書

昨年四月三日 の朝日新聞朝刊において、 臨時財政対策債の償還額に相当する地方交付税が、 償還に充当さ

れず他の目的に使われていた旨の報道があった。これを踏まえ、 次の通り質問する。

臨時財政対策債の制度が導入されて以降、 地方交付税の算定において臨時財政対策債の償還のために配

分された地方交付税の額よりも、 実際の償還 (償還のための積立てを含む) に充当された額が少なかった

都道府県、政令指定都市の名前、及びその額を答弁ありたい。

二 そのような事態について、 同報道では、 総務省自治財政局が 「返済の先送りと言われても仕方ない」と

政府としてそのような認識を有しているか。

指摘したとのことであるが、

この状態が継続する場合、 後年度、 償還額に見合うかたちで配分されている地方交付税より、 実際の償

還額が多くなる事態が生じないか。 具体的な例を示した上で、そのような可能性を説明ありたい。

四 現在、既発行の臨時財政対策債の発行残高はどの程度か。

右質問する。